



発行 東京都

目次

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 特定非営利活動法人の特例認定……………（同）…
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…（同）…
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
 名称 氏名 事業所の所在地

明和産業 吉田 毅 千代田区丸の内三 令和二年十一
 株式会社 丁目三番一号 月三十日

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 v e r y 5 0

二 代表者の氏名

菅谷 亮介

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚二丁目四十五番十一号一〇一号

四 認定の有効期間

令和二年十二月三日から令和七年十二月二日まで

特定非営利活動法人の特例認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の特例認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第

二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国際難民支援団体 R I J

二 代表者の氏名

グレシヤム・マーク・フレデリック

三 主たる事務所の所在地

東京都港区台場二丁目三番二号 台場フロンティアビル十二階

四 特例認定の有効期間

令和二年十一月三十日から令和五年十一月二十九日まで

で

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本アレルギー友の会

二 代表者の氏名

武川 篤之

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区住吉二丁目六番五号

四 更新された認定の有効期間

令和二年九月四日から令和七年九月三日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

国分寺市西町一丁目二十番二
十一

港区芝五丁目三十四番六号
JR西日本プロパティーズ
株式会社
代表取締役 森 克明

立川市西砂町一丁目四十八番
三、同番四、六十九番三、同
番四、同番六及び同番八

立川市高松町三丁目二十九
番十七号
三緯地所株式会社
代表取締役 鈴木 等

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

東村山市美住町二丁目四番一
及び同番三

小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東村山市美住町二丁目十三番
二十五

武蔵野市境二丁目二番二
号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

小平市栄町三丁目四十二番一、
同番二、同番十六及び二千五
百二十番四

西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年一月六日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
に到着するように提出してください。

令和三年一月六日

令和三年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

蒲田東急プラザ、蒲田駅ビル東館、
蒲田駅ビル西館

二 店舗所在地

大田区西蒲田七丁目六十九番一号
ほか

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか二名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更を行った設置
者名

東急電鉄株式会社ほか

六 変更前の設置者名

東京急行電鉄株式会社

七 変更後の設置者名

東急電鉄株式会社

八 変更前の設置者住
所

渋谷区道玄坂一丁目二十一番二
号
(東急不動産株式会社)ほか

九 変更後の設置者住
所

渋谷区道玄坂一丁目二十一番一
号
(東急不動産株式会社)ほか

十 変更前の設置者の
代表者名

大隈 郁仁(東急不動産株式会
社)ほか

十一 変更後の設置者
の代表者名

岡田 正志(東急不動産株式会
社)ほか

十二 変更前の小売業
者の氏名又は名
称

株式会社東急ストアほか百二十六
名

十三 変更後の小売業
者の氏名又は名
称

株式会社東急ストアほか百二十一
名

十四 変更を行った小
売業者の氏名又
は名称

株式会社ココカラファイン ヘル
スケアほか二十三名

十五 変更前の小売業
者の住所

品川区上大崎三丁目二番一号(B
1Rサーティワンアイスクリーム
株式会社)ほか

十六 変更後の小売業
者の住所

品川区上大崎三丁目一番一号(B
1Rサーティワンアイスクリーム

株式会社)ほか

十七 変更前の小売業者の代表者名 石橋 一郎(株式会社ココカラフ
アイン ヘルスケア)ほか

十八 変更後の小売業者の代表者名 塚本 厚志(株式会社ココカラフ
アイン ヘルスケア)ほか

十九 変更日 令和二年十一月十日ほか
二十 届出日 令和二年十一月二十四日

二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

二十二 縦覧期間 令和三年一月六日から同年五月六
日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例(平成元年東京都条例
第十号)に定める休日を除く。

二十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体に
あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年一月六日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

に到着するよう提出してください。

令和三年一月六日

東京都知事 小 池 百合子

第2武蔵野ビル

新宿区新宿三丁目五番六号

三菱UFJ信託銀行株式会社

千代田区丸の内一丁目四番五号

午前十一時

午前六時

午後九時

翌午前二時

午前十時から午後六時まで

九 変更前の荷さばき
施設において荷さ
ばきを行うことが
できる時間帯

二十四時間

十 変更後の荷さばき
施設において荷さ
ばきを行うことが
できる時間帯

十一 変更日

十二 届出日

十三 縦覧場所

十四 縦覧期間

十五 縦覧時間

令和二年十二月十七日
令和二年十一月三十日
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

令和三年一月六日から令和三年五
月六日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

